

北名古屋市学校給食センター調理等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

北名古屋市教育委員会

北名古屋市学校給食センター調理等業務公募型プロポーザル実施要領

1 定義

この実施要領は、北名古屋市（以下「市」という。）が学校給食センター調理等業務を委託するにあたり、本市が実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

なお、この実施要領とあわせて開示する「北名古屋市学校給食センター調理等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」、「様式」も一体として、「実施要領等」と称することとする。

2 目的

市が事業者へ委託する「北名古屋市学校給食センター調理等業務」（以下「委託業務」という。）について、市と契約を締結する意志のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

3 概要

(1) 件名

北名古屋市学校給食センター調理等業務

(2) 履行場所

北名古屋市北野小柳 27 番地

北名古屋市学校給食センター

(3) 業務内容

別紙「仕様書」に記載の業務及び事業者の提案に基づいた内容の業務

(4) 履行期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで

※上記の期間は、委託業務全体の履行期間である。業務の種類によって履行期間が異なるので注意すること。

ア 調理業務

(ア) 履行期間

令和８年８月１日から令和１３年７月３１日まで

(イ) 準備期間

契約締結の翌日から令和８年７月３１日まで

(ウ) 現在の実施状況

会計年度任用職員を含む市職員が実施している。

イ 施設清掃業務

(ア) 履行期間

令和８年８月１日から令和１３年７月３１日まで

(イ) 準備期間

契約締結の翌日から令和８年７月３１日まで

(ウ) 現在の実施状況

事業者への委託により実施している。

※令和８年度の事業者との委託期間は７月３１日までの予定

ウ ボイラー設備管理業務

(ア) 履行期間

令和８年８月１日から令和１３年７月３１日まで

(イ) 準備期間

契約締結の翌日から令和８年７月３１日まで

(ウ) 現在の実施状況

会計年度任用職員を含む市職員が実施している。

エ 給食配送回収業務

(ア) 履行期間

令和９年１月１日から令和１３年７月３１日まで

(イ) 準備期間

契約締結の翌日から令和８年１２月３１日まで

(ウ) 現在の実施状況

事業者への委託により実施している。

なお、現在の事業者との委託期間は令和８年１２月３１日までである。

オ 食器等洗浄業務

(ア) 履行期間

令和９年８月１日から令和１３年７月３１日まで

(イ) 準備期間

契約締結の翌日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで

(ウ) 現在の実施状況

事業者への委託により実施している。

なお、現在の事業者との委託期間は令和 9 年 7 月 3 1 日までである。

(5) 見積（提案）上限額

1, 4 7 4, 8 5 9, 0 0 0 円

（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。税率は 1 0 % で計算）

※ 参考見積書を提出する際は、上記見積（提案）上限額を超えてはならない。

(6) 委託料の支払

令和 8 年 8 月分を初回とし、各業務（調理業務、施設清掃業務、ボイラー設備管理業務、給食配送回収業務及び食器等洗浄業務）相当分の委託料を、各業務の履行期間の月数で均等に除した額（端数がある場合等の調整は契約時に行う）を、各業務の履行開始月より月毎に翌月支払う。

(7) 担当部局

北名古屋市教育部学校教育課学校給食センター 担当：佐々、高井

住所：〒4 8 1－0 0 3 4

愛知県北名古屋市北野小柳 2 7 番地

電話番号：0 5 6 8－2 7－4 7 0 0

F A X：0 5 6 8－2 3－9 2 0 0

電子メール：kyushoku@city.kitanagoya.lg.jp

4 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加表明書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ただし、契約締結までの間に次に掲げる要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 愛知県内に主たる事業所（本社または支店等）を置いていること。

(3) 令和 6・7 年度北名古屋市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり、物品の納入等の区分において、業務（大分類）0 3.「役務の提供等」－営業種目（中分類）0 5.「給食」－取扱内容（小分類）0 2.「学校給食（調理員

派遣)」の登録があること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 北名古屋市指名停止要綱（平成25年北名古屋市告示第174号）に基づく指名停止またはこれに準ずる措置を受けている期間内でない者であること。
- (8) 過去3か年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 北名古屋市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。
- (10) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の禁止または停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- (11) 学校給食調理業務において、過去3年以内に1施設の調理食数が、1日あたり9,000食以上かつ食物アレルギー対応食調理の業務履行実績を有していること。
- (12) 学校給食法（昭和29年法律第160号）ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省衛食第85号別添、最終改正平成29年生食発0616第1号）」を厳守した業務が遂行できること。
- (13) 食中毒、事故等が発生した場合に備え、製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険、1事故：1億円以上／1名）に加入していること。
- (14) 本委託業務の履行が困難になった場合に備え、本委託業務の契約締結時点において、業務の継続性を担保できる履行保証人と履行保証契約の締結ができること。

5 協力事業者

- (1) 事業者は、調理業務以外の特定業務を別の事業者を担当させることができる。

- (2) 特定業務を別の事業者を担当させる場合、参加表明書（様式２）提出時に協力事業者届出書（様式３）及び参加要件確認書（協力事業者用）（様式４－１）を提出すること。
- (3) 特定業務を担当する事業者（以下「協力事業者」という。）は、参加表明書の提出日において、参加要件確認書（協力事業者用）（様式４－１）に掲げる要件のうち、担当する特定業務に該当する要件を全て満たしていること。
- なお、契約締結までの間に、参加要件確認書（協力事業者用）（様式４－１）に掲げる要件のうち、担当する特定業務に該当する要件を欠く事態が協力事業者に生じた場合には、協力事業者とともに事業者を失格とする。
- (4) 本プロポーザルに参加する事業者は、他の事業者の協力事業者になることはできない。
- (5) 協力事業者は、業務の内容に関わらず、本プロポーザルに参加する複数の事業者の特定業務を担当することはできない。
- (6) 参加表明書提出期限後の協力事業者の変更及び追加は認めない。
- (7) 市は協力事業者と直接契約を締結しない。
- (8) 市が優先交渉権者との契約締結後、優先交渉権者以外の事業者、優先交渉権者以外の事業者の協力事業者に、業務等の一部を委託することは認めない。
- (9) 協力事業者による特定業務の履行が困難になった場合、優先交渉権者は速やかに特定業務を引き継ぎ実施すること。

6 スケジュール

項目	日程
公告（実施要領等の公表） ※市ホームページ掲載	令和７年７月２４日（木）
施設見学会参加申込書提出期限	令和７年７月３０日（水）午後４時まで
施設見学会	令和７年８月２日（土） 令和７年８月９日（土） 午前９時から午後４時まで
質問書提出期限	令和７年８月１５日（金）午後４時まで
質問書に対する回答書送付期限	令和７年８月２２日（金）午後４時まで
参加表明書提出期限	令和７年９月５日（金）午後４時まで

企画提案書提出期限	令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午後 4 時まで
参加辞退届提出期限	令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午後 4 時まで
第一次審査の実施	令和 7 年 9 月 2 4 日（水）
第一次審査の結果通知	令和 7 年 9 月下旬
第二次審査（書類、プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）
受注候補者決定	令和 7 年 1 1 月中旬
第二次審査（選定）結果の通知、公表	令和 7 年 1 1 月中旬
優先交渉権者との契約に関する協議	令和 7 年 1 1 月中旬から 1 1 月下旬まで
契約締結	令和 7 年 1 1 月下旬

※上記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合については事前に連絡を行う。

第二次審査（書類、プレゼンテーション及びヒアリング）の詳細等については、別途連絡を行う。

7 提出書類

(1) 様式

- ア 施設見学会参加申込書（様式 1）
- イ 参加表明書（様式 2）
- ウ 協力事業者届出書（様式 3）
- エ 参加要件確認書（様式 4）
- オ 参加要件確認書（協力事業者用）（様式 4－1）
- カ 質問書（様式 5）
- キ 企画提案書（様式 6）
- ク 事業者の概要（様式 7）
- ケ 調理業務の受注実績（様式 8）
- コ 従事者配置計画（様式 9）
- サ 業務実施体制（様式 1 0）
- シ 衛生管理体制（様式 1 1）
- ス 食育推進への提案（様式 1 2）

セ 給食における食物アレルギー対応（様式 13）

ソ その他提案事項（様式 14）

タ 参考見積書（様式 15）

チ 参加辞退届（様式 16）

(2) 様式の配布方法

各様式等を北名古屋市ホームページに掲載する。ダウンロードして、使用すること。

(3) 提出方法

ア 各項目で指定の方法にて提出すること。

イ 持参の場合

平日午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

ウ 郵送の場合

提出期限までに必着のこと。

書留、簡易書留または特定記録郵便に限る。なお、郵送中の事故に伴う損害に関しては、市は一切責任を負わない。

8 施設見学会

(1) 日時

令和 7 年 8 月 2 日（土）午前 9 時から午後 4 時まで

令和 7 年 8 月 9 日（土）午前 9 時から午後 4 時まで

※申込のあった事業者それぞれ個別に行い、所要時間は 1 時間程度の予定である。

(2) 場所

北名古屋市学校給食センター

(3) 申込方法

ア 施設見学会参加申込書（様式 1）、施設見学会参加者の細菌検査の写し（施設見学会当日の直近 1 か月以内のもの）を提出すること。

※施設見学会参加者の細菌検査の写しは P D F データにて提出すること。

イ 提出先

北名古屋市学校給食センター

ウ 提出方法

電子メール（表題は「事業者名 施設見学会参加申込」とすること）。

「3 概要 (7) 担当部局」の電子メールアドレスに送信すること。

なお、電子メール送信後、電話にて担当者に受信確認を行うこと。

エ 提出期限

令和7年7月30日（水）午後4時まで（必着）

(4) 詳細な日時

令和7年7月31日（木）午後4時までに、施設見学会参加申込書（様式1）に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。なお、電子メール受信後、電話にて担当者に受信連絡を行うこと。

(5) 留意事項

ア 1事業者の参加は、いずれかの日の1回とする。なお、同日の参加希望事業者が多数の場合、調整を行う場合がある。

イ 参加人数は1事業者につき3名までとする。

ウ 白衣、マスク、帽子、履物2足（汚染作業区域用、非汚染作業区域用）を持参すること。

エ 施設見学会において、実施要領等に関する質問の受付は行わない。

質問がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。なお、質問書（様式5）の提出方法等については、「9 質疑応答」を参照のこと。

オ 1台のデジタル機器による写真の撮影は可とする。ただし撮影にあたっては、食物アレルギーに関する個人情報等が写り込まないようにすること。

カ 当日の健康状態によっては、調理場に入場できない場合がある。

9 質疑応答

(1) 質問の提出

ア 質問書（様式5）に記載し、提出すること。

イ 提出期限

令和7年8月15日（金）午後4時まで（必着）

※期限厳守（提出期限以降に提出された場合、受け付けない。）

ウ 提出方法

電子メール（表題は「事業者名 質問書」とすること）。

「3 概要 (7) 担当部局」の電子メールアドレスに送信すること。なお、電子メール送信後、電話にて担当者に受信確認を行うこと。

(2) 質問の回答

全ての質問について回答を取りまとめ、令和7年8月22日（金）午後4時までに、質問書の提出があった事業者全てに、質問書（様式5）に記載された電子メールアドレスに電子メールにて回答書を送信する。なお、電子メール受信後、電話にて担当者に受信連絡を行うこと。

ただし、質問内容により、本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。この場合、回答書に質問も記載しない。質問があった事業者には記載しないことを連絡する。

また、質問に対する回答は、実施要領等への追加または修正とみなす。

10 参加表明

事業者は、参加表明書等を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 参加要件確認書（様式4）

ウ 協力事業者がある場合

（ア） 協力事業者届出書（様式3）

（イ） 参加要件確認書（協力事業者用）（様式4-1）

(2) 部数

各1部

(3) 提出先

北名古屋市学校給食センター

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 提出期限

令和7年9月5日（金）午後4時まで（必着）

※期限厳守（提出期限以降に提出された場合、参加を認めない。）

11 企画提案書類

次の要領で企画提案書類を作成、用意し、提出すること。

(1) 作成要領

ア 難解な表現は避け、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現、内容に努めること。

イ 様式が定められていない書類については、日本工業規格（J I S）A 4 サイズ縦型を基本とし、W o r d、E x c e l または P o w e r p o i n t で作成すること。原則横書きで、ページ番号をページ下部に表示し、両面印刷とする。文字の大きさは 1 1 ポイントとする（図表等の文字についてこの限りでない）。字体、印刷の色（カラー、白黒）は問わない。ただし、官公庁が発行する納税証明書等、事業者が作成をしない書類について、この限りでない。

ウ 事業者の概要（様式 7）の添付書類を除き、事業者の概要（様式 7）からその他提案事項（様式 1 4）までを、2 0 ページ以内で作成すること。

エ 様式番号毎に様式番号を記載したインデックスを貼付し、正本及び副本共に 1 部ずつ A 4 サイズ縦型のフラットファイル等に綴じること（参考見積書（様式 1 5）は除く）。表紙及び背表紙に事業者名及び「北名古屋学校給食センター調理業務等企画提案書類」と記載し、表紙に正本、副本の別を明記すること。

オ 押印の必要な書類は押印したものを正本とし、副本はその写しとする。

カ 官公庁が発行する納税証明書等は原本を正本とし、副本はその写しとする。

(2) 提出書類

項目	提出部数
企画提案書（様式 6） ※要押印	原本 1 部 副本 1 5 部
事業者の概要（様式 7） ※留意事項あり	
調理業務の受注実績（様式 8） ※留意事項あり	
従事者配置計画（様式 9）	
業務実施体制（様式 1 0）	
衛生管理体制（様式 1 1）	
食育推進への提案（様式 1 2）	
給食における食物アレルギー対応（様式 1 3）	
その他提案事項（様式 1 4）	
参考見積書（様式 1 5） ※要押印、留意事項あり	原本 1 部

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 事業者の概要（様式 7）

(ア) 営業所支店数について

受注している調理施設における事務所等を数に含めないこと。

(イ) 次の書類を添付すること。発行日の記載がある書類は、提出日において発行日から 3 か月以内のものとする。

a 法人登記事項証明書

b 過去 3 か年の法人税、消費税、地方消費税、法人市町民税の納税証明書

※未納がないことの証明書。主たる事務所または主たる事業所の所在地の都道府県、市町村等から課税されている全ての税のもの。

c 直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書

d 直近 3 事業年度の人員表

e 生産物賠償責任保険証（P L 保険）の写し

イ 調理業務の受注実績（様式 8）

(ア) 令和 3 年度以降の受注実績、及び令和 2 年度以前に受注し、本プロポーザル公告時点において受注中の実績について、主要受注実績を記載すること。

(イ) 「業務内容」欄には、業務の概要、1 日あたりの調理食数、献立数、食物アレルギー対応食調理内容及び受注期間等を、可能な限り詳細に記載すること。なお、業務対象に保育園給食等の調理が含まれている場合、その内容も記載すること。

(ウ) 学校給食以外の受注実績には、保育園給食、または同一メニューを 1 回 300 食以上、1 日 750 食以上を提供する調理施設での実績を記載すること。

ウ 参考見積書（様式 15）

(ア) 参考見積金額は、仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額を取引に係る消費税及び地方消費税（税率は 10 % で計算）を含んだ額で記載すること。

(イ) 人件費、被服費、消耗品費、事務費、保健衛生費等の業務毎及び年度毎の詳細な積算内訳書（任意様式）を添付すること。

(ウ) 参考見積書（様式 15）と積算内訳書（任意様式）は、封筒（長形 3 号

等、日本工業規格（JIS）A4サイズの下紙が横三つ折りで入るもの）
に封入（のりで閉じる）の上、提出すること。

(エ) 封筒の表面に次のように記載すること。

北名古屋市様

件名 北名古屋市学校給食センター調理等業務

参考見積書在中

(オ) 封筒の裏面に次の内容を記載し、押印すること。また、封筒の貼り合わせ部分にも押印すること。

事業者の所在地

事業者の商号または名称

事業者の代表者氏名

(4) 提出先

北名古屋市学校給食センター

(5) 提出方法

持参

(6) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後4時まで（必着）

※期限厳守（提出期限以降に提出された場合、参加を認めない。）

12 参加辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、「3 概要 (7) 担当部局」の電話番号に電話連絡後、参加辞退届（様式16）を次の要領で提出すること。

なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な扱いもしない。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式16）

(2) 部数

1部

(3) 提出先

北名古屋市学校給食センター

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後4時まで（必着）

※期限厳守

13 事業者の選定方法

(1) 審査委員会の設置

市は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を公平かつ客観的に審査し、最も優れた提案を行った事業者を選定するため、「北名古屋市学校給食センター調理等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

(2) 第一次審査

ア 審査方法

第一次審査は書類審査とし、「11 企画提案書類」により提出された書類について、別紙「審査基準」に基づき採点し、得点の高い上位3者程度を選定する。ただし、事業者が3者に満たない場合、同得点が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。

イ 審査結果

審査後速やか（令和7年9月下旬の予定）に、電子メールにて送信する。なお、電子メール受信後、電話にて担当者に受信連絡を行うこと。

(3) 第二次審査

ア 審査方法

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者を対象に、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別紙「審査基準」に基づき評価し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

プレゼンテーションは、提出済の企画提案書類に記載された内容で行うこととし、新たな資料等の配布は認めない。ただし、動画等で企画提案書類の概要や補足の説明を行うことは認める。

事業者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合は、失格とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間

各事業者のプレゼンテーションは20分以内とし、その後20分程度の質疑応答を行う。

ウ 出席者

各事業者３名までとし、今後実務を担当する方を出席させること。

エ 実施日時及び実施場所

第一次審査の結果通知の際に連絡する。

オ その他

パソコン等を使用する場合、スクリーン及び延長コードは市で用意するが、パソコンやプロジェクター等の必要となる機器は事業者で用意し、持参すること。

(4) 受注候補者の決定方法

ア 審査委員会において提案内容が仕様書の内容を満たさないと判断した場合、または見積金額の総額が見積（提案）上限額を上回った場合は失格とする。

イ 審査委員会において、別紙「審査基準」に基づき全委員が評価、採点を行った結果と、第一次審査の採点結果との合計点の高い順から順位を付け、受注候補者及び次点者を選定する。

ウ 市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、受注候補者を決定する。

なお、審査についての問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

(5) 結果の通知及び公表

第二次審査（選定）の結果は、第二次審査参加者全員に対して書面で通知する（令和７年１１月中旬の予定）。

また、北名古屋市ホームページにて、次の内容を公表する。

- ・応募事業者数
- ・受注候補者及び次点者の「商号または名称」と各応募事業者の総合点数

14 契約の締結

受注候補者として決定した者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。

なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

15 従事者の雇用

現在、本市の学校給食センターに勤務している会計年度任用職員が勤務を希望する場合には、優先的に雇用するよう努めること。

16 予想されるリスクと責任分担

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担は次のとおりとする。これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
法令等の変更	業務実施、運営等に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	消費税及び地方消費税率の変更	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
事業の計画変更	事業内容の変更	○	
事業の中止・延期	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	市の指示によるもの	○	
運営費上昇	市による計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故、異物混入	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	上記以外	○	
施設・設備の損傷	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	

17 その他

- (1) 事業者は1つの企画提案書しか提出することができない。
- (2) 書類の作成及びプレゼンテーション等、本プロポーザル参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (4) この実施要領等に基づき提出される企画提案書等の著作権は、事業者に帰属す

る。ただし、市が本プロポーザルに関する審査、報告、公表等のために必要な場合は、複製する等、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 企画提案書等に記載された担当者を変更する場合には、事前に本市に書面（任意様式）にて届出を行うこと。
- (8) 提出された企画提案書等は、北名古屋市情報公開条例（平成18年条例第7号）第7条第3号に定める非公開情報（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (9) 企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (10) 企画提案書に記載された内容は、特に断りがない限り、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (11) 本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザル以外の目的で使用することを禁止する。
- (12) 本プロポーザルに対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けない。
- (13) 本委託事業の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

審査基準

(別紙)

1 第一次審査基準

区分	No.	評価項目 (関係様式等)	評価の視点	配点
事業者評価	1	業務遂行能力 (様式7・8)	・経営状況、組織体制 ・食品衛生法に基づく営業の禁止等処分の有無 ・調理業務受注実績	20

2 第二次審査基準

区分	No.	評価項目 (関係様式等)	評価の視点	配点
事業者評価	1	従事者配置計画 (様式9)	・従事者配置の考え方、有資格者数 ・会計年度任用職員雇用の継続や賃金等の考え方	40
	2	業務実施体制 (様式10)	・指示命令系統 ・従事者に対する指導 ・事故発生時の対応 ・業務実施体制の確保	35
	3	衛生管理体制 (様式11)	・衛生管理に対する考え方 ・衛生管理体制 ・従事者に対する研修	30
提案評価	4	食育推進への提案 (様式12)	・食育の必要性への考え方 ・食育への取り組み ・食育推進への提案	10
	5	給食における食物アレルギー対応 (様式13)	・考えられるリスクとその対策 ・食物アレルギー対応への提案とその実現性	20
	6	その他提案事項 (様式14)	・提案内容の有効性、実現性	20
対応評価	7	対応力 (プレゼンテーション及びヒアリング)	・質疑の応答内容と提案内容等との整合性	15
価格評価	8	業務委託料 (様式15)	・見積金額 (最低見積金額／当該見積金額) × 30点(配点) = 点数 ※計算の都度、小数点以下第3位を切り捨てる。	30

			見積（提案）上限額の 90% を提案下限額とし、最低見積金額が提案下限額を下回る場合は、提案下限額を最低見積金額として計算する。 提案下限額を下回る見積金額を提出した者の得点は 30 点とする。 ・見積（提案）上限額を上回っている場合は失格	
合計点				220